農業経営改善利子補給金交付事業

【44(51)百万円】

対策のポイント ——

意欲ある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<背景/課題>

- ・農業法人の増加や農業の6次産業化の進展に伴い、農業者における雇用労賃等の短期 運転資金の需要は増加傾向にあります。
- ・意欲ある農業者が、経営改善を図るための取組に必要とする短期運転資金を円滑に調 達できるようにするためには、民間金融機関が低利で資金を供給できるように環境を 整備することが必要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

農業経営改善促進資金利子補給金

都道府県農業信用基金協会(基金協会)と民間金融機関との協調融資方式(3倍協調融資)により、民間金融機関が意欲ある農業者に対して、農業経営改善促進資金(短期運転資金。スーパーS資金)を低利で融通できるよう、基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

スーパーS資金の概要

- (1)貸付対象者:認定農業者及び六次産業化法認定者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の総合化事業計画の認定を受けた農業者)
- (2)資金使途:計画の達成に必要な短期運転資金(既往負債の借換えは含まない。)
- (3)極度額等の上限:認定農業者 個人: 500万円、法人: 2千万円 六次産業化法認定者 個人: 1千万円、法人: 4千万円
- (4)貸 付 利 率:1.5% (変動金利制。平成25年12月20日現在)
- (5)融 資 枠:170億円
- (6) 取 扱 金 融 機 関:農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

[お問い合わせ先:経営局金融調整課(03-6744-2165)]